

消防用設備等又はこれらの部分である機械器具についての認定事業

(総務省消防庁予防課)

1. 事務・事業の概要

消防法施行規則第31条の4の規定による登録認定機関は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が国の定める設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの「認定」を行い、適合している個々の製品には同基準の全部又は一部に適合している旨の表示を付することができることとされている。

また、その表示が付された消防用設備等は、同規則第31条の3の規定により国の定める設備等技術基準に適合したものとみなされる。

2. 指定、登録等の基準

○消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

〔消防用設備等の認定〕

第31条の4 消防庁長官が次条の規定により登録する法人は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定（次項及び次条において「認定」という。）を行うことができる。

2 前項の登録を受けた法人（次条において「登録認定機関」という。）は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具について認定を行ったときは、当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合している旨の表示を当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に付することができる。

※第3項（略）

〔登録認定機関〕

第31条の5 前条第1項の規定による消防庁長官の登録（以下この条において単に「登録」という。）は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具についての認定を行おうとする法人の申請により行う。

2 消防庁長官は、前項の規定により登録を申請した法人（以下この項において「登録申請者」という。）が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が認定の業務を実施し、その人数が認定の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において機械工学、電気工学又は工業化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者（中略）であつて、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の検定又は認定に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることを検査するために必要な機械器具その他の設備を用いて認定の業務を行うものであること。

三 登録申請者が、第31条の4第2項の規定により同項の表示を付することができることとされる消防用設備等又はこれらの部分である機械器具を設計し、製造し、加工し、又は販売し、若しくは販売の目的で陳列する事業者（以下この号及び第4項において単に「事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、事業者がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の

役員又は職員であつた者を含む。)であること。

四 認定の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 認定の業務を行う部門に管理者を置くこと。

ロ 認定の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い認定の業務の管理及び精度の確保を行う部門又は組織を置くこと。

ニ 全国の認定を受けることを希望する者に対して、認定の業務を公正に行うことができる体制を有していること。

※第3項 (略)

4 第1条の4第2項及び第4項から第7項までの規定は第1項の申請について、第8項から第15項まで及び第17項から第22項までの規定は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官」と、第1条の4第2項中「講師」とあるのは「認定の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「認定の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同項及び第5項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、同条第7項中「第1項から第5項まで」とあるのは「第2項、第4項及び第5項並びに第31条の5第1項及び第2項」と、同条第9項中「毎年一回以上」とあるのは「認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第10項中「第2条の3に定める講習に係る基準」とあるのは「設備等技術基準」と、同条第15項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第17項及び第21項第1号中「第3項」とあるのは「第31条の5第2項」と、同条第21項第3号中「第16項又は第20項」とあるのは「第20項又は第31条の5第3項」と読み替えるものとする。

【参考：準用規定】

〔防火管理に関する講習に係る登録講習機関〕

第1条の4

※第1項 (略)

2 登録を受けようとする法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに講習の業務を開始しようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した書類

イ 講習の業務の実施の方法、講習の業務を取り扱う事務所の所在地その他実施体制に関する事項

ロ 講師の氏名、職業及び略歴に関する事項

ハ 講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画に関する事項

ニ その他講習の業務の実施に関し必要な事項

三 現に行っている業務の概要を記載した書類

四 第4項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

※第3項 (略)

4 総務大臣は、第1項の規定による申請をした法人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない法人であること。

二 第21項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。

三 第21項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつてい

る法人であること。
 ※第5項～第22項 (略)

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人 日本消防設備安全 センター	9010405 001030	平成 16 年 9 月	住所：東京都港区虎ノ門 2丁目9番16号 電話：03-5422-1491	消防法施行規則第31条の 5第2項各号に定める要件 を満たしているため
一般社団法人 電線総合技術 センター	9080405 006213	平成 16 年 9 月	住所：静岡県浜松市浜名 区新都田1丁目4番 4号 電話：053-428-4681	消防法施行規則第31条の 5第2項各号に定める要件 を満たしているため
一般社団法人 全国避難設備工業 会	1010405 010344	平成 16 年 9 月	住所：東京都中央区築地 3丁目12番2号 築地高野ビル4階 電話：03-6264-1065	消防法施行規則第31条の 5第2項各号に定める要件 を満たしているため
一般社団法人 日本電気協会	8010005 004319	平成 16 年 9 月	住所：東京都千代田区有 楽町1丁目7番1号 電話：03-3216-0557	消防法施行規則第31条の 5第2項各号に定める要件 を満たしているため
日本消防検定協会	9012405 000937	平成 16 年 9 月	住所：東京都調布市深大 寺東町4丁目35番 地16 電話：0422-44-7471	消防法施行規則第31条の 5第2項各号に定める要件 を満たしているため
一般社団法人 日本内燃力発電設 備協会	3010405 010350	平成 16 年 11 月	住所：東京都港区芝1丁 目5番11号芝L' sビル2階 電話：03-5439-4391	消防法施行規則第31条の 5第2項各号に定める要件 を満たしているため
一般社団法人 日本消防防災 電気エネルギー 標識工業会	7013305 001738	平成 24 年 8 月	住所：東京都台東区東上 野1丁目24-4丸 千第2ビル501号 電話：03-6907-1192	消防法施行規則第31条の 5第2項各号に定める要件 を満たしているため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
一般財団法人 日本消防設備安全センター https://www.fesc.or.jp/09/pdf/tesuuryou/h26.pdf	一般財団法人 日本消防設備安全センター https://www.fesc.or.jp/09/pdf/tesuuryou/h26.pdf
一般社団法人 電線総合技術センター https://www.jectec.or.jp/media/JDD04103-4.pdf	一般社団法人 電線総合技術センター https://www.jectec.or.jp/media/j-05-sekisan_taika.pdf
一般社団法人 全国避難設備工業会 https://www.zenkoku-hinan.or.jp/works/certify-rule/certification-regulations/commission-rules/auth-commission.html	一般社団法人 全国避難設備工業会 https://www.zenkoku-hinan.or.jp/works/certify-rule/certification-regulations/commission-rules/basis-auth-commission.html
一般社団法人 日本電気協会 https://www.denki.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/cb5184a2377b7bbe5c4c284e269b04.pdf	一般社団法人 日本電気協会 https://www.denki.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/konnkyo.pdf
日本消防検定協会 https://www.jfeii.or.jp/download/kitei/Cost-Jyutaku-Hyouka-R07-11-05.pdf	日本消防検定協会 https://www.jfeii.or.jp/download/
一般社団法人 日本内燃力発電設備協会 http://www.nega.or.jp/outline/disclosure/pdf/shoubou.pdf	一般社団法人 日本内燃力発電設備協会 http://www.nega.or.jp/outline/disclosure/pdf/shoubou.pdf
一般社団法人 日本消防防災電気エネルギー標識工業会 http://www.jesa119.or.jp/data/commission.pdf	一般社団法人 日本消防防災電気エネルギー標識工業会 http://www.jesa119.or.jp/data/commission.pdf

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和7年9月1日現在） 改正の必要なし。